

鳥栖市庁舎完成式典業務公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

この実施要領は、鳥栖市庁舎完成式典業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託する優先交渉権者を選定するため、公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定めるものである。

(2) 業務名

鳥栖市庁舎完成式典業務

(3) 業務内容

本業務は鳥栖市庁舎の完成に伴う記念式典等の企画、準備、支援及び運営を行う。詳細は別添の鳥栖市庁舎完成式典業務仕様書（以下、仕様書という）による。本業務において提案を求めるテーマは、以下に示す3つの事項である。

テーマ① 完成記念式典・オープニングイベント企画案

テーマ② 出演する民俗文化財の魅力を分かりやすく伝え、多くの方に関心を持っていた
だくための手法の提案

テーマ③ 来場につながる効果的なイベント広報の提案

(4) 履行予定期間

契約締結日の翌日から令和8年1月30日まで

(5) 業務等に要する費用（限度額）

7,825,000円（税込み）

なお、本業務の参考見積書の金額が、業務等に要する費用（限度額）を超過した場合は失格とする。

2. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 公告日において令和7・8年度鳥栖市競争入札有資格者名簿（業務委託等）に登載されていること。

(2) 鳥栖市より入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市と

の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体
にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支
店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の
防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条
第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営
に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正
な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用して
いると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的
若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難され
るべき関係を有していると認められるとき。

(7) 佐賀県内若しくは福岡県内に契約権限のある本店又は支店等を有すること。

(8) 平成27年4月1日から公告日までの間にア又はイに該当する実績を有すること。

ア 国又は地方公共団体が発注した完成式典、オープニングセレモニーを受託した実績を有
すること。

イ 国又は地方公共団体が発注したイベントを受託した実績を有すること。

3. 参加申込書の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

参加に関する主な書類 原本1部、副本1部

ア 参加申込書(様式第1号)

イ 誓約書(様式第2号)

ウ 業務実績書(様式第3号)

(2) 提出期限等

ア 提出期限:令和7年7月11日(金)17時00分まで(必着)

イ 提出場所:「12. 担当部署」に同じ。

ウ 提出方法:持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方
法で行うこと。

(3) 参加申込みに関する留意事項

様式	留意事項
①参加申込書(様式第1号)	必要事項を記入すること。
②業務実績書(様式第3号)	平成27年4月1日から公告日までの間の実績を多数有 する場合は、下記①～③の順に5件以内で記載すること ①国又は地方公共団体が発注した完成式典、オープニン

	グセレモニーを受託した実績 ②国又は地方公共団体が発注したイベントを受託した実績 ③その他のイベントを受託した実績
--	--

(4) 参加申込みに関する質問

参加申込みについて質問がある場合は、電子メールにて質問すること。

E-mail : chousya@city.tosu.lg.jp

ア 提出期限：令和7年7月7日（月）17時00分まで

イ 回答方法：提出された質問に対する回答は電子メールにて行い、市ホームページにも掲載する。

(5) 参加辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、次の方法で参加辞退届（様式第4号）を提出すること。

なお、参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。

ア 提出期限：令和7年7月25日（金）17時00分まで（必着）

イ 提出場所：「12. 担当部署」に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法で行うこと。

4. 提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

提案に関する主な書類 原本1部、副本6部（副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。）

ア 提案書（表紙）（様式第6号）

イ 業務実施体制（任意様式）

ウ 実施スケジュール案（任意様式）

エ 業務実施方針（任意様式）

オ 提案内容に関する書類（任意様式）

カ 参考見積書（任意様式）

(2) 提案書等の作成上の注意

ア 提案書等の用紙サイズはA4判とし、文字サイズは10ポイント以上とする。ただし文書補完の図や表、写真等の説明書きや注記等はこれに限らない。

イ 業務実施体制に記載する運営責任者については、従事した実績（実務経験）が分かるように記載すること。

ウ 業務実施方針には、本業務の目的等を踏まえ、業務にあたっての考え方、業務を遂行する上で特に重視する項目等を記載すること。

エ 提案内容に関する書類は「テーマ① 完成記念式典・オープニングイベント企画案」、「テーマ② 出演する民俗文化財の魅力を分かりやすく伝え、多くの方に関心を持っていただくための手法の提案」、「テーマ③ 来場につながる効果的なイベント広報の提案」の項目ごとに作成すること。

オ 参考見積書は業務内容及び人件費等積算内容が分かるように記載すること。また、税抜の合計金額及び消費税額を記載すること。

(3) 提出期限等

ア 提出期限：令和7年7月25日（金）17時00分まで（必着）

イ 提出場所：「12. 担当部署」に同じ。

ウ 提出方法：関係書類を「A4フラットファイルに綴じた上（原本1冊、副本6冊※）」、持参又は郵送とする。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法で行うこと。

※副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。

(4) 提案書に関する質問

第1次審査にて基準を満たした者で提案書について質問がある場合は、電子メールにて質問すること。

E-mail：chousya@city.tosu.lg.jp

ア 提出期限：令和7年7月18日（金）17時00分まで

イ 回答方法：提出された質問に対する回答書を参加者全員（第1次審査にて基準を満たした者）に電子メールにて随時送付する。

(5) 参加辞退届の作成及び提出

提案書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、次の方法で参加辞退届（様式第4号）を提出すること。

なお、参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。

ア 提出期限：令和7年7月29日（火）17時00分まで

イ 提出場所：「12. 担当部署」に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法で行うこと。

5. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された参加申込書を「6. 審査基準及び配点（1）」で示す審査基準に基づいて審査し、基準を満たした者を選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる最終審査）

第1次審査により選定された者に対し、「6. 審査基準及び配点（2）、（3）」で示す審査基準

に基づき第2次審査を実施し、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

実施場所：鳥栖市役所 会議室

実施予定日：令和7年7月30日（水）予定

開始時間：対象者へ後日通知する。

(3) 審査結果の通知

ア 第1次審査

審査結果を参加者全員に書面で通知する。なお、選定された者のみ、第2次審査を実施する旨を通知する。

イ 第2次審査

審査結果は、審査を受けた全員に対し書面により通知する。

(4) その他

ア 第2次審査への参加者の出席は3人を上限とする。なお、仕様書に定める運営責任者が必ず出席し、説明を行うこと。

イ プレゼンテーションの所要時間は準備5分、プレゼンテーション20分、ヒアリング15分、撤収5分とする。また、順番は参加申込書の提出順とする。

パソコン等を利用する場合は、65型電子黒板（メーカー：NEC・型番：MultiSync CB652・HDMI 接続）、及び電源は会場に用意するので、その他のツールは提案事業者で準備すること。

ウ プレゼンテーションは提出書類で説明し、新たな資料等を用いないこと。また、提案者名が分からないようにすること。

エ 最高点の者が2者以上となった場合は、参考見積書に記載した金額が低い者を優先交渉権者とし、参考見積書に記載した金額も同額の場合は、評価基準における評価項目「提案の内容」の評価が高い者を優先交渉権者とし、「提案の内容」の評価も同じ場合は、くじにより優先交渉権者を決定する。なお、くじにより優先交渉権者を決定する場合、対象者に別途連絡する。

オ 選定又は決定の結果に関する異議申し立てや質問には一切応じない。

6. 審査基準及び配点

プロポーザルは主に以下の審査基準に基づき審査する。

- (1) 「2.参加資格」を満たす。
- (2) 実施体制 20／100点（評価基準は別紙のとおり）
- (3) 企画提案の内容 80／100点（評価基準は別紙のとおり）

7. 日程

①公募開始	令和7年7月 2日（水）
②質問受付期間（参加申込み）	令和7年7月 7日（月）17時00分まで
③質問回答期限（参加申込み）	令和7年7月 8日（火）17時00分まで
④参加申込書提出期限	令和7年7月11日（金）17時00分まで

⑤第1次審査及び参加資格通知	令和7年7月15日（火）
⑥質問受付期間（提案書）	令和7年7月18日（金）17時00分まで
⑦質問回答期限（提案書）	令和7年7月23日（水）17時00分まで
⑧提案書提出期限	令和7年7月25日（金）17時00分まで
⑨第2次審査	令和7年7月30日（水）予定
⑩審査結果通知	令和7年8月上旬予定
⑪契約締結	審査結果通知後～令和7年8月中旬

注1：スケジュールは予定であるため、変更する場合がある。

注2：資料配布に当たっての説明会は開催しない。

注3：印刷物での配布は行わない。鳥栖市公式ホームページから入手すること。

鳥栖市ホームページ URL:<https://www.city.tosu.lg.jp/>

8. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の参加申込みを行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、業務等に要する費用（限度額）を超過したもの

9. 審査結果の公表

次に掲げる事項を市のホームページ等に公表するものとする。

なお、選定又は決定の結果に関する異議申し立てや質問には一切応じない。

- (1) 業務等の名称
- (2) 主管課名及び履行期間
- (3) 優先交渉権者の名称及び点数
- (4) 次点交渉権者の有無や有の場合の名称
- (5) 選定委員会の人数

10. 契約

優先交渉権者決定後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに手続きを行うものとする。なお、その際には、決定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11. 留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないと同時に、提出者の選定及び決定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 配置予定の担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、鳥栖市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 選定委員会の委員の採点の合計点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者若しくは次点交渉権者として決定しない。
- (7) 参加者が1者のみである場合においても、提出書類及びヒアリングによる審査の上、決定の可否を判断する。
- (8) 鳥栖市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの優先交渉権者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (9) 提案書及び添付資料の記載事項並びに第2次審査時の提案事項は、原則として全て履行しなければならないが、発注者が指示するものについてはこの限りではない。

12. 担当部署（提出・問合せ先）

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1118番地 Tel0942-85-8755
鳥栖市 総務部 庁舎建設課